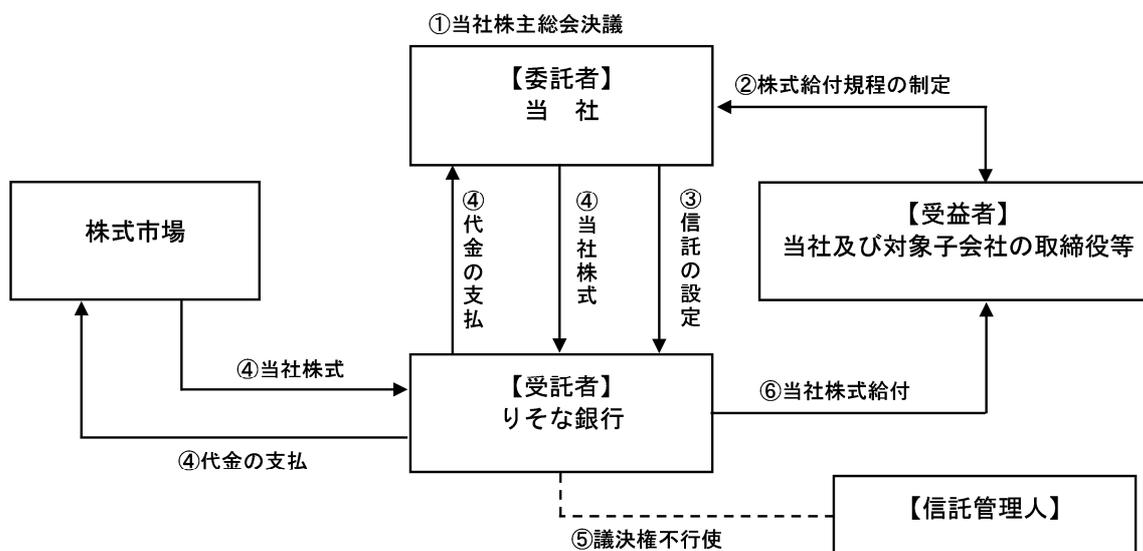




## 2. 本信託の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得する資金 : 550,000,000 円 (上限)  
として信託する金額
- (3) 株式の取得方法 : 株式市場より取得
- (4) 株式の取得期間 : 平成 29 年 6 月 1 日 (予定) から  
平成 29 年 8 月 31 日 (予定) まで

## 3. 本信託の仕組み



- ① 当社及び各対象子会社は本制度の導入に関して当社株主総会及び各対象子会社株主総会においてそれぞれ役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社及び各対象子会社は本制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく株式給付に係る株式給付規程をそれぞれ制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位及び業績達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。退任等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

以上